

令和 3 年

双葉町議会会議録

第 2 回定例会

6 月15日開会～ 6 月16日閉会

双 葉 町 議 会

令和3年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月15日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
発言の取消し	9
行政報告	9
報告第1号から報告第6号までの一括上程	11
報告第1号から報告第6号	11
議案第42号から議案第64号までの一括上程	12
議案第42号から議案第64号までの提案理由の説明	12
一般質問	16
3 番 作 本 信 一 君	16
5 番 菅 野 博 紀 君	19
1 番 山 根 辰 洋 君	32
散 会	36

第 2 日 (6月16日)

議事日程	37
------------	----

出席議員	3 9
欠席議員	3 9
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3 9
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 9
開 議	4 0
議事日程の報告	4 0
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	4 2
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	4 2
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	5 4
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	5 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	5 6
議員派遣変更の件	5 7

閉 会	5 7
-----------	-----

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

3 双葉町告示第 2 5 号

令和 3 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 5 月 2 6 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 3 年 6 月 1 5 日（火）
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 山 根 辰 洋 君
3 番 作 本 信 一 君
5 番 菅 野 博 紀 君
7 番 高 萩 文 孝 君

2 番 小 川 貴 永 君
4 番 石 田 翼 君
6 番 岩 本 久 人 君
8 番 伊 藤 哲 雄 君

○不応招議員（なし）

令和３年第２回双葉町議会定例会議事日程（第１号）

令和３年６月１５日（火曜日）午前１０時開会

開　　会

- 日程第１　会議録署名議員の指名
- 日程第２　会期の決定
- 日程第３　諸般の報告　　監査・検査結果報告
　　　　　　　　　　　双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第４　委員長報告　総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
　　　　　委員長報告　産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第５　行政報告
- 日程第６　報告第　１号　専決処分の報告について
　　　　　専決第　２号　常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について
- 日程第７　報告第　２号　令和２年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第８　報告第　３号　令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第９　報告第　４号　令和２年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第１０　報告第　５号　令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第１１　報告第　６号　令和２年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告について
- 日程第１２　議案第４２号　専決処分の承認について
　　　　　専決第　３号　令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第４号）
- 日程第１３　議案第４３号　専決処分の承認について
　　　　　専決第　４号　双葉町税条例等の一部改正について
- 日程第１４　議案第４４号　双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第１５　議案第４５号　双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第１６　議案第４６号　双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第１７　議案第４７号　双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第１８　議案第４８号　双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第１９　議案第４９号　双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更について
- 日程第２０　議案第５０号　常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について

- 日程第21 議案第51号 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第52号 土地の取得について
- 日程第23 議案第53号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第54号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第55号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第56号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者
とすることについて
- 日程第27 議案第57号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 議案第58号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第29 議案第59号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第30 議案第60号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第31 議案第61号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第32 議案第62号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第33 議案第63号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第34 議案第64号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第35 一般質問
- 3番 作 本 信 一 君
- 5番 菅 野 博 紀 君
- 1番 山 根 辰 洋 君
- 散 会

○出席議員（８名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	4 番	石 田 翼 君
5 番	菅 野 博 紀 君	6 番	岩 本 久 人 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	伊 藤 哲 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘 書 広 報 課 長	橋 本 靖 治 君
参 事 兼 総 務 課 長 兼 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー 所 長	平 岩 邦 弘 君
復 興 推 進 課 長 兼 産 業 交 流 セ ン タ ー 所 長	横 山 敦 君
戸 籍 税 務 課 長	中 里 俊 勝 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 楽 定 徳 君
参 事 兼 建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住 民 生 活 課 長	中 野 弘 紀 君
健 康 福 祉 課 長 兼 青 年 婦 人 会 館 長	高 橋 秀 行 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教 育 総 務 課 長	木 幡 勝 君
代 表 監 査 委 員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 浦 富 男
書 記	加 村 め ぐ み

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの出席議員は 8 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年第 2 回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、7 番、高萩文孝君、1 番、山根辰洋君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6 月 8 日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から 6 月 16 日までの 2 日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 16 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 4、委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、石田翼君。

(総務教育常任委員長 石田 翼君登壇)

○総務教育常任委員長(石田 翼君) 皆さん、おはようございます。総務教育常任委員長、石田翼でございます。私より、閉会中の所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名。町営住宅の解体状況に関する調査について、その他。

調査については、4月15日、当常任委員会の所管である総務課より説明をいただき、実施いたしました。説明の内容といたしましては、町営住宅の全戸数236戸のうち解体済みが44戸であり、残りの192戸全てにおいて、半壊もしくは大規模半壊の家屋被害認定調査結果が出ているとのことでした。また、退居の状況については、おおむね退居手続完了しているとのことでしたが、手続が完了していない世帯が数世帯あるとのことでした。

これを受け、当委員会としましては、次の4点のように意見をまとめました。

①、解体撤去に必要となる入居者からの書類について、入居者への丁寧な説明により、早急に手続を完了すること。

②、双葉町営住宅条例との整合性を図り、環境省による町営住宅の解体撤去を進めること。

③、町営住宅以外の公共施設についても、早急に再利用すべき施設、解体撤去すべき施設のスケジュール等の方針を決定し、それぞれの計画を策定した上で進めること。

④、引き続き町営住宅及びその他の公共施設の解体撤去や再利用の状況について、進捗状況の情報共有を図ること。

以上、概要を申し述べ、報告いたします。

○議長(伊藤哲雄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、山根辰洋君。

(産業厚生常任委員長 山根辰洋君登壇)

○産業厚生常任委員長(山根辰洋君) おはようございます。産業厚生常任委員会委員長、山根辰洋です。私より、閉会中の所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名。双葉町内における上下水道の復旧に関する調査、その他。

調査は、4月16日、5月12日の2回行いました。

調査内容は、当常任委員会の所管である建設課、住民生活課管理の施設について説明をいただき、それに基づき現地調査を行いました。委員会の報告としまして、次の4点を提言いたします。

①、準備宿泊等今後のスケジュールの明確化。入札不調等により、特定復旧再生拠点区域内における上下水道の完全な復旧が令和4年6月となることが確認できた中で、明確かつ安心・安全で無理のない帰町スケジュールの検討を求めます。

②、今後の復旧作業も見据えた工期短縮の要請。人材、資材等の確保困難さに起因した入札不調や予算増額が確認でき、これは今後の工事においても同様の事象が想定されます。今後の復旧事業においてスムーズな作業を進めるために、町だけで抱え込まず、国、県と連携した体制づくりを求めます。

③、今後起こり得る災害や安全対策への配慮。本調査で厳しいスケジュールを前提にした復旧事業が進んでいることが確認できたため、作業安全面や工事成果物に欠陥が起らないような配慮をいただきたい。また、先日起きた地震等、当町における災害リスクは変わらずあるため、将来的な地震リスクにも耐え得るインフラ整備を求めます。

④、準備宿泊・帰還準備等の広報及び相談窓口の設置。町内にて生活するためには、上下水道の個別復旧、水質検査等、居住における様々な個別課題を解決していく必要があります。また、段階的に帰町を希望する方もいる中で、継続的な広報、かつ個別柔軟に相談できる窓口の設置を検討願います。

以上、要点を申し述べ、報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君）　今、委員会報告を読ませていただきました。例えば一つ、下水道設備、完成予定が令和4年6月末となっている。そのため仮設の処理施設を別途整備し対応というのですが、仮設の施設に関しては、工期というものを出示してもらわないと、これが、工期がいつまでなのかということによって、帰還される方、準備宿泊される方に大きな影響が出てくると私は思うのですが、それによって、前回町長は全協の中で、準備宿泊は年明けということを行いました、年明けというのは、これがちゃんとはっきりすれば、そこら辺も分かるのかな。新聞等ではもう「1月」と書いてありましたので、新聞というかメディアのほうには1月と言ったのかなというのもあるので、そこら辺含めた工期とか、そういうのは調査しなかったのかお尋ねいたします。

○議長（伊藤哲雄君）　1番、山根辰洋君。

○産業厚生常任委員長（山根辰洋君）　ただいまの菅野議員のご質問にお答えいたします。

報告の中に記載させていただいたとおり、本設の水処理センターの工期は調査の中で確認しております。一方で、仮設の……その前に、令和4年6月に完成というのは伺っている中で、その前に仮設の処理センターを設置するという調査はしたものの、その工期に関してはまだ未定というような状況、調査時では未定というような状況でもあったので、そちらの工期スケジュールは調査できていない状況です。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5 番、菅野博紀君。

○5 番（菅野博紀君） 委員会というものは、例えば報告ができない場合は、継続調査というものができると私は思います。ここに関しては、これで報告書を終わるのではなく、仮施設に関しても、1 億6,000万円ぐらいを使う、本当に大きな工事だと私は認識しておりますが、これは本当に先ほど言ったように、準備宿泊、帰還に関しては、これは一番重要なところだと思うのですけれども、そのままこれで委員会報告でいいのか。

中途半端なまんまだと思うのですけれども、これに関しては、委員長、継続調査とか、そういうふうな話は出なかったのか。結局は、これでは報告にならないのではないかと私はと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○産業厚生常任委員長（山根辰洋君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、調査不十分ではないか、準備宿泊に向けてということでおたしだったと思うのです。調査最終日が5月12日ということになっていて、こちらの段階での調査ということで、前回の6月8日の準備宿泊に対する全協での町長からのご発言の調査は、行えていないというところではある_____

（「議長、休議お願いします」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○産業厚生常任委員長（山根辰洋君） 改めまして、発言の「継続調査」というところを一度撤回をさせていただき、この報告として一度報告を終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これで委員会委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和3年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

3月20日18時9分頃に発生した宮城県沖地震により、宮城県内では最大震度5強を観測し、双葉町でも震度5弱を観測しました。2月13日に発生した福島県沖地震から大きな地震が続くことになり、町地域防災計画に基づく特別警戒配備体制を設置するとともに、東京電力福島第一及び第二原子力発電所の状況を確認し、翌日には町の公共施設の被害調査を実施しましたが、甚大な被害はありませんでした。

3月25日、JR双葉駅前広場において、東京2020オリンピック双葉町聖火リレーを開催しました。標葉せんだん太鼓の演奏でスタートした3人のランナーと8人のサポートランナーが、無事に聖火をつなぎました。また、記念式典では、コーラスふたばの皆さんによる国歌と双葉町民の歌の斉唱や聖火リレーモニュメントの除幕式などを行い、双葉町の復興の状況を国内外に発信することができました。

4月6日、双葉町立小中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に1名、北小学校に3名、中学校に1名が入学、ふたば幼稚園に3歳児3名、5歳児1名が入園いたしました。園児、児童、生徒数の合計人数は、昨年度当初より5名少ない42名となりました。

4月5日に公明党地球温暖化対策推進本部、4月12日、13日には自民党東日本大震災復興加速化本部、4月24日は公明党東日本大震災復興加速化本部の町内視察が行われ、町の復興状況及び帰還困難区域の現状等を視察していただきました。その中で、町から、帰還困難区域全域の避難指示解除と居住再開に向けた国としての目標や見通しを早急に明らかにし、除染等帰還に向けて必要な施策の実施に全力で取り組むよう強く要望しました。

4月14日に中野地区復興産業拠点に立地するフレックスジャパン株式会社、4月26日には株式会社ワールドリンクアンドカンパニーと企業立地協定締結式を行いました。これにより、19件24社との立地協定を締結しております。

また、同拠点内に建設が進められていたビジネスホテルアルム双葉が、5月1日グランドオープンいたしました。今後は、町民の皆さんの一時立入りをはじめビジネスや観光での利便性が高まることを期待しております。

4月28日、東日本大震災・原子力災害伝承館において、赤坂御所とオンラインでつないで行幸啓が行われました。天皇・皇后両陛下に町内の状況の動画を御覧いただきながら、震災直後から町の復興状況についてご説明いたしました。また、行幸啓には町民の方3名が参加し、震災後の被災体験を話

され、両陛下から温かい励ましのお言葉をいただきました。

5月1日、延期となっておりました、令和3年双葉町成人式を双葉町産業交流センターにおいて挙行いたしました。震災後初となる双葉町内での開催となりましたが、事前の健康状態の確認や会場内での密を避けるなど、新型コロナウイルス感染防止対策を万全に行い、新成人者19名が出席されました。式では、代表者による「誓いのことば」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、成人者としての決意やふるさと双葉町の復興に向けた思いを述べられ、非常に頼もしく、また心強く感じたところです。

5月19日、下羽鳥・長塚地区農地保全管理組合により、東日本大震災後初となる水稻試験栽培として田植えが行われ、約10アールの水田に県のオリジナル品種「天のつぶ」の苗が植えられました。10月頃には稲刈りを行い、米の放射性物質検査を行う予定としており、今後出荷制限解除を目標に安全性を確認してまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が6件となります。議案につきましては、専決処分の承認が2件、条例の一部改正が5件、契約及び協定の一部変更が各1件、請負契約の締結が1件、土地の取得が1件、令和3年度補正予算（案）が3件、委員の任命に関する同意が1件、委員の任命が8件、合わせて23件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号から報告第6号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第1号から日程第11、報告第6号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第6号までを一括議題といたします。

◎報告第1号から報告第6号

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 専決処分の報告について、専決第2号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更についてであります。平成27年12月11日、双葉町議会の議決をいただき、その後、平成30年3月16日並びに令和元年12月18日に、協定の一部変更の議決を受けた常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の内容に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同項第2項の規定により、これを報告いたします。

報告第2号 令和2年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和2年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）の2事業、合わせて3,526円を令和3年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第3号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業1,141円を令和3年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第4号 令和2年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和2年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、I R U光ファイバーケーブル移設事業、産業交流センター建築工事（その2）、産業交流センター修繕工事、橋梁補修事業、中田・観音堂線ほか道路改良事業、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業の6事業、合わせて8億8,911万5,154円を令和3年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第5号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、水処理センター建設事業、公共下水道施設災害復旧事業の2事業、合わせて5億33万2,000円を令和3年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第6号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告についてであります。令和3年2月に発生した福島県沖地震並びに同年3月発生の宮城県沖地震の影響により、年度内の事業完了の見込みが立たなくなったことから、令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書のとおり、下水道管路被災状況調査事業8,700万円を令和3年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第1号から報告第6号までを終わります。

◎議案第42号から議案第64号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第42号から日程第34、議案第64号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第64号までを一括上程いたします。

◎議案第42号から議案第64号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第42号から議案第64号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第42号 専決処分の承認について、専決第3号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ2,003万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億7,364万6,000円となりました。歳入は、繰入金に介護給付費準備基金繰入金2,003万8,000円を追加いたしました。歳出は、諸支出金に過年度の介護保険災害臨時特例補助金に係る返還金2,003万8,000円を追加いたしました。

議案第43号 専決処分の承認について、専決第4号 双葉町税条例等の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、町税の課税事務においても直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

議案第44号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期間の延長及び関係条文の整備を行い、改正後の規定を令和3年4月1日から適用するものです。

議案第45号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてであります。福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期間の延長及び関係条文の整備を行い、改正後の規定を令和3年4月1日から適用するものです。

議案第46号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。減収補填制度を規定している総務省令のうち令和2年度末に適用期限が到来するものについて、適用期間を延長する改正が行われたことに伴い、その省令を引用する双葉町税特別措置条例の適用期間を延長し、改正後の規定を令和3年4月1日から適用するものです。

議案第47号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和3年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正するものです。

令和3年4月1日現在の被保険者を基に試算しました1人当たり及び1世帯当たりの平均の税額は、昨年度と比較して増額となります。

議案第48号 双葉町営住宅条例の一部改正についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調

査結果及び建物の経年劣化を踏まえ、町営住宅として維持管理の継続が困難であることから、広町住宅、下条住宅、前田住宅、前田団地及び谷沢町住宅の用途を廃止し、双葉町営住宅条例の別表から削除するものです。

議案第49号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更についてであります。平成30年11月8日、双葉町議会の議決をいただきました。双葉町大字長塚地内の駅西地区住宅団地等整備事業に、第二地区に係る造成工事及びその工事に必要な調査、測量、設計等を追加し、契約金額を155億4,002万5,000円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第50号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更についてであります。平成27年12月11日、双葉町議会の議決をいただき、その後の平成30年3月16日並びに令和元年12月18日に協定の一部変更の議決を受け、令和3年3月23日に専決処分により協定を変更した。常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の内容に変更が生じ、協定金額を71億2,685万7,258円に変更して協定締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第51号 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した町道の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第52号 土地の取得についてであります。双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第53号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ8,159万円を追加し、歳入歳出予算の総額は344億8,159万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、特別交付税994万3,000円を追加しました。

国庫支出金は、子育て世帯における新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するための事業の財源として、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金などの増により5,864万円を追加しました。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金繰入金などの増により1,300万7,000円を追加しました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、会計年度任用職員に係る人件費の増などにより28万5,000円を追加しました。

民生費は、子育て世代生活支援特別給付金事業費の増などにより3,859万3,000円を追加しました。

農林水産業費は、営農再開支援水利施設等測量設計業務委託料の増などにより1,427万円を追加しました。

災害復旧費は、森合橋災害復旧工事負担金の増などにより3,982万8,000円を追加しました。

議案第54号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億8,108万3,000円となります。

歳入は、繰入金に職員給与費等繰入金 4 万 4,000 円を追加いたしました。

歳出は、総務費にオンライン資格確認等実施に係る運営負担金 4 万 4,000 円を追加いたしました。

議案第55号 令和 3 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります、
汚水処理施設として新たに整備する水処理センターに係る事業費の増額分について、令和 3 年度から
2 年間の債務負担行為を設定いたしました。

議案第56号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とするこ
とについてであります、双葉町農業委員会の委員の任命に当たり、農業委員会の委員の定数の過半数
を認定農業者またはこれに準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書
き及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第57号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、鵜沼久江氏は、認定農業者の
資格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規
定により、議会の同意を求めるものです。

議案第58号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、高木幸恵氏は、農業者以外で、
中立的な立場で公正な判断ができる者として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法
律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第59号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、澤上榮氏は、認定農業者の資
格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定
により、議会の同意を求めるものです。

議案第60号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、木幡治氏は、認定農業者の資
格を有し、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定
により、議会の同意を求めるものです。

議案第61号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、林和男氏は、過去に認定農業
者の資格を有し、認定農業者に準ずる者であるとともに、農業に関する識見を有する者として適任者
であると考えますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める
ものです。

議案第62号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、高田喜寿氏は、過去に認定農
業者の資格を有し、認定農業者に準ずる者であるとともに、農業に関する識見を有する者として適任
者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め
るものです。

議案第63号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、泉田健一氏は、農業に関する
識見を有する者として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定
により、議会の同意を求めるものです。

議案第64号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります、大橋利一氏は、農業に関する

識見を有する者として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第35、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、作本信一君の一般質問を許可いたします。

3番、作本信一君。

（3番 作本信一君登壇）

○3番（作本信一君） こんにちは。通告順1番、議席番号3番、作本信一、ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番、特定復興再生拠点区域内の私有宅地の除草について。当町では、令和3年6月から、希望する世帯に除草剤を配布することになりましたが、一部の町民から、今は定期的に宅地の除草に行っているが、高齢のために、いつまで続けられるか分からないという話を聞きます。環境美化の観点からも、個人で管理できなくなった宅地の対応について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、作本信一議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域内の私有宅地の除草についてであります。特定復興再生拠点区域内の私有宅地の除草についてのおただしですが、本町では、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示により、10年にわたる避難生活をいまだ継続している中で、避難前に町内で使用していた宅地が長期間放置され、雑草の繁茂による荒廃が進んでいることから、町民の皆さん等が自ら行う町内の住環境の整備及び美化を支援することで、美しいまちづくりや帰還移住意欲の高揚を図るため、令和3年6月1日より、町内に居住していた世帯等に除草剤を配布する事業を始めました。

議員が町民の皆さんからのお声として聞いておられる、高齢のために、いつまで続けられるか分からないというご懸念も承知しております。しかし、土地の管理は、第一には所有者の方が行うのが原

則ですが、避難生活での負担軽減や町内での環境美化を支援するために、除草剤の現物配布をさせていただくこととしました。まずは、除草剤配布による所有者自らの土地管理を図りつつ、所有者の方が、土地の有効利用を模索しやすい状況を整えていくことが、まちづくりにとって重要であると考えており、まちづくり会社を含めた幅広い関係者間で議論を進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 再質問いたします。

戻りたいけれども、戻らないと決めた町民もいます。また、戻らないから土地も要らないという町民もおります。このままでは、せっかく除染、解体、整地した土地も、帰還困難区域の白地地区のように、田んぼに雑木、雑草が生い茂る土地になるのではないかという懸念もございます。

それで、提案といいますか、お願いなのですが、他町では、まちづくり公社を発足させたり、あとは空き家、空き地バンク支援、あと不動産利活用事業を行っている町があります。やはりもう戻らない、土地も要らないという町民もおりますので、その辺を、やはり空き地バンク支援、不動産利活用事業、それを当町では帰還してから整備というかやるようになるのですね、お尋ねします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再質問にお答えいたします。

先行避難指示解除した自治体の事例として、空き地、空き家バンクまたは遊休地の利活用、そういったものに関する、いわゆるまちづくり会社の利活用というふうなお話でありました。まさに双葉町でも、そういったような考えを持っているということでございますが、空き地、空き家バンクは、自治体内での生活再建のため、町内の空き家、空き地を有効利用するために、貸したい方、売りたい方に物件の情報を登録し、町民の方や、これから町に居住を検討される方に物件情報を提供する仕組みです。なお、この制度以外の取引を妨げるものでもありません。

本町としては、他自治体の事業の状況や効果などを見極めながら、まちづくり会社を含めた幅広い関係者で議論させていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、10年間も土地が荒廃した状況の中で、手をこまねいているということではなくて、いろいろな組織とか、いろいろな、まちづくり会社を含めた民間の事業者を活用させていただいて、そういった取組を進めていければというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） やはり自分の土地に帰れないのに、どうしようかと結構皆さん心配していますので、帰還を望む町民も、帰還を諦めた町民も同じ双葉町民なので、最後まで面倒というかご支援をいただけるようお願いいたします。

続きまして、次の質問に入させていただきます。2番、町立小中学校の再開時期について。現在いわき市内において仮設校舎での町立学校を開校しておりますが、来年春頃を目標とした帰町に向けて、町立小中学校の再開時期の見通しについてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 館下教育長。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 議席番号3番、作本信一議員の質問にお答えいたします。

2、町立小中学校の再開時期について。来年春頃を目標とした帰町に向けて、町立小中学校の再開時期の見通しについてのおたかしですが、現在町内の帰還の意向を示している町民、特に子育て世代における帰還の意向が厳しい状況にあり、また新たな住民を迎える場面を想定すると、震災以前の状況とは大きく異なる町の姿が考えられます。そのため、現時点では学校再開時期について明確にお答えすることはできませんが、学校再開に向けては、住民意向調査の結果、避難指示解除後の町への帰還状況や就学児童生徒の有無をしっかりと把握することが必要であり、その上で適正な規模等を慎重に議論しながら学校再開時期を判断してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 双葉に帰町した後、もしかして就学児童が数名か双葉に戻ると、そういうときには、やはり大熊とか浪江町、そこの学校に、取りあえず越境入学というふうになるのでしょうか。双葉の小中学校のほうには通うのが大変だと思うのですが、その辺お聞きします。

○議長（伊藤哲雄君） 館下教育長。

○教育長（館下明夫君） それでは、作本信一議員の再質問にお答えいたしますが、双葉町のこちらに戻るとするのは、いわきに開設しているという意味ではなくて。

（何事か言う人あり）

○教育長（館下明夫君） 分かりました。では、まず第1の質問であります。これは以前にも私が答弁しておりますけれども、来年春頃町が帰町するという方向で、今まちづくりのほうも行政のほうは進んでおりますが、イコール学校再開ということは厳しいだろうと。いろんな条件で、ほかの市町村とは違うという状況で今進んでおりますが、でも議員ご指摘のとおり、当然それに向けては検討してまいらなくてははいけませんし、そういう就学児童生徒等がいる保護者、そういった家族が双葉町に来年春から来たいということになれば、区域外就学の対応をしてまいりたい、そんなふうに考えます。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） どうもありがとうございます。やはりいずれは町内に学校は整備しなければならないと思います。だけれども、いわき市内の仮設校舎の取扱い、今いろいろな問題について、難しい課題に取り組んでいかなければならないと思います。まずは、将来双葉町を担っていくための人材育成の観点からも、ある程度町内に児童が戻りましたら、早急にやはり学校は再開しなければならないのではないか、そういうふうに私も思います。結構難しい問題ですが、いろいろ頑張りたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 1 1 時 1 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位 2 番、議席番号 5 番、菅野博紀君の一般質問を許可します。

5 番、菅野博紀君。

（5 番 菅野博紀君登壇）

○5 番（菅野博紀君） 改めまして、こんにちは。通告順位 2 番、議員番号 5 番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、双葉町帰還について。令和 4 年春頃に帰還目標を立てていますが、仮設役場庁舎の建設及び運用はいつ頃になるか。また、いわき事務所や各支所の今後体制、さらに双葉町に実際に住めるようになる時期はいつ頃なのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5 番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

双葉町帰還についてのおたかしですが、まず役場仮設庁舎の整備については、本年 2 月から双葉町仮設庁舎整備公募型プロポーザルを開始し、4 月には提出された技術提案書の審査を実施し、優先交渉権者を決定しました。その後、優先交渉権者と事業実施協定及び設計業務等委託契約を締結したところです。また、町としましても、円滑に仮設庁舎整備を進めるため、庁内に双葉町役場仮設庁舎建設検討委員会を設置し、全庁的な連携の下、取り組んでおります。

議員おたのしの仮設役場庁舎の建設及び運用時期については、現在設計を行っており、現時点において、仮設庁舎の着工が今年秋頃、来年 6 月頃の建設の引渡しを受け、そして運用は来年夏頃の業務開始を目標に進めてまいりたいと考えております。

次に、いわき事務所や各支所の今後の体制についてのおたかしですが、来年に特定復興再生拠点区域が避難指示解除されたとしても、各ご家庭のご事情により、避難先での生活を継続される方もいらっしゃることから、いわき市、郡山市、埼玉県加須市での行政機能の在り方について、現在検討しているところです。

次に、双葉町に実際に住めるようになる時期についてのおたかしですが、現在特定復興再生拠点区域全域の避難指示の解除を来年春頃を目標に帰還環境の整備を進めているところです。国が提示している避難指示解除の具体的な手順では、避難指示解除要件がおおむね充足されたのであれば、次のステップとして、ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊、いわゆる準備宿泊を実施することとなっております。準備宿泊は、避難指示が解除された場合に、ふるさとでの生活を円滑に再開するため

の準備作業を行っていただくため、本来避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を希望されている住民の方々に、登録手続きを行っていただき、特例的に宿泊を可能とするものです。

具体的な開始時期は、今後町民の皆さんへの説明や関係機関等と調整していくことになりますが、その時期は年明けを目標として取組や準備を進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 令和4年春頃に帰還目標を立てていますが、頃というのは、もう省くべきではないでしょうか。今言ったように、運用、6月に工期が終わる。役場仮庁舎ができますよね。できたら、そこから2か月ぐらいで多分運用ができると思うのですけれども、午前中のいろんな審議の中でもあったのですけれども、事故繰越しとか何かがない限りは、ちゃんとした予定を立てなければ、帰還に向けての町民の予定が組めないのではないのかなと私は思いますけれども、それをちゃんとある程度、もう1年前ぐらいになっているので、はっきりさせたほうがいいのではないかなと私は思います。

あと、いわき事務所や各支所もありますけれども、出張所、南相馬市など、そういうところはどうするのか。そういうのをちゃんと町民に示さなくてはならない時期に来ているのにもかかわらず、ほわんというような感じではまずいかなと思うのですけれども、そこもちゃんとはっきりすべきではないでしょうか。

体制に対しては、はっきりしないと、いわきからも双葉にもう全部行ってしまうのだと思っている人もいれば、ここは誰もいなくなるような、機能もないようでは困るので、そこら辺はどういうふうにお考えなのかをお伺いします。例えばこのいわき事務所はこのままの形で残すとか、そういう具体的なことをもう今示さなくてはならないのかなと思います。

あと、準備宿泊についてですけれども、準備宿泊というのは、解除がいつなのか何とかというものも含めた話なのですけれども、実際に、この前、全協の中で説明を年明けと言ったのですけれども、新聞には1月と。1月と出ているのです、新聞には。これは、メディアに言ったのか言わないのかというよりも、町民にちゃんと町長の声とか、そういうもので伝えていないから、メディアが1月なら1月となったときに、1月になってしまうのではないですか。

年明けの取り方というのは、例えばの話ですけれども、年明ければということは、1月から12月まであるわけですから。それをちゃんとした答弁というか、そういうことをちゃんと、きちっとお伝えしなければまずいのではないかなと思います。

あと、準備宿泊についても、先ほども午前中出てきましたけれども、仮設の水処理場に関しての工期がはっきりしなかったら、今、来年春頃といったものに対して、何にも決まっていないというのは、行政として問題あるのではないですか。準備宿泊というと、早いところだと約1年前ぐらいにやっているとところがあるのですけれども、そこら辺はどういう決め方をしているのかというのが。分かります、委員会とかいろいろつくっているのは分かるのですけれども、もうこの時期には、ある程度の軸

を示さなくてはならない時期に来ていると思うのですけれども、町長の答弁をお伺いします。聞いたことにお答えしてほしいな。答弁漏れがないようお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

質問の中身については、3点だと思うのですけれども、まず支所、出張所の件、あとは準備宿泊の件、仮設水処理の件、この3点で。

（何事か言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） まず、支所に関しては、郡山にあります福島支所、埼玉にあります埼玉支所、そして出張所が南相馬、つくば、2支所、2出張所ということで、当然来年避難指示解除して住民帰還が始まるということで、支所の対応というのは、今議員からご指摘いただきましたけれども、体制もしっかりと判断をし、具体的にお示しできるように、なるべく近い時期に議員の皆さんにも町の考え方を示していきたいと、そういうふう考えております。

準備宿泊については、今議員の質問の中で、メディアの報道で1月頃からというふうな話がありましたが、私としては、先日ぶら下がりの中で、年明けという言葉以外は使っておりませんし、1月という言葉は一言も使っておりません。これは、メディアの、私からすれば、勇み足ではないかというふう考えております。そういった部分に関しては、当然答えていないことに関して、報道されたことに関して、私が言及することはできません。

仮設水処理につきましては、準備宿泊の関係上、しっかりと、当然皆さんが戻ってきて、宿泊するための対応に遅れることのないような対応をしていきたい、そういうふう考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、まず町長の答弁の中から一つ言わせてもらいたいのは、私が言ってないから、メディアの勇み足というのであれば、町民にちゃんと広報を通じて、いつ頃とか、そういうものをやったときに、大枠だから時期を僕は言ったのです。時期を示させてください。年明けというのは、言ったように、1月から年明けというのはずっとあるではないですか。余りにも大き過ぎて分からないですよ。

実際にそれを言えば、今度は役場庁舎ができるのは、工期、時期を聞いていても、6月に、工期6月に引渡し、6月にいただけることと。その後の運用に関しては夏と。夏というのは、いつからいつまでなのですかと言ったら、多分9月ぐらいまでですよ。そこが限定されないのでは、僕、今質問していても、再々質問になってしまったので、これで終わりなのです。

取りあえず、その時期というのを、大枠でなく、大体の月というのがあるではないですか。8月には運用できると思いますとか。そういうものが全然なくて、メディアに対しても言うのであれば、年明けというのだったら、1月なのか2月なのかという話になると思うのです、普通であれば。それをちゃんと言及してもらわないと、皆さん、いつなのということになると思います。

あと、支所とかそういうものに対しては、どういう体制でやるのかというのを僕は聞いているのです。何人ぐらい置いてとかということを詳しく、かみ砕いて言えば、何人ぐらいいて、今は本当に職員の方々も、町民も本当に大変な思いをしていますけれども、職員の方々もかなり大変な思いをしていると思うのです。普通あまり経験したことのない、今度は単身赴任とか、そういうものもやっている中で、ここに事情があって行けない方とか、そういうのが出てきたときに、ある程度の優遇をしなければ、本当に辞められてしまったら困るなというような事象も出てくると思うのですけれども、そこら辺の対応を含めて、今これからと言いますけれども、これからではなくて、来年のことをもう今ぐらいから動かなかったら、新サポート補助金みたいになってしまうので、ちゃんと来年4月にはスタートしなくてはならないことですよ。

4月とは言わないです。例えば帰るときが、双葉の仮庁舎を運用するときに、8月ですか、そのほかに人事異動に関しては、普通に体制を整えるには4月からスタートしなくてはならないので、もう現時点では、ある程度決まっていなくてはならないことだと思うのですけれども、帰りますよ、春頃とほんわかとしたまま、春っていつなのですかとか、そういうのを僕らも聞かれるのですけれども、実際に分からないです。

それで、メディアの勇み足と言いますけれども、メディアの勇み足でも、それを書かれてしまえば、皆さんは信用するのです。だからこそ、今言ったように時期。工期は6月だけれども、運用は夏。そうではなくて、8月ぐらいにはやる予定です、準備宿泊に関しても。8月というのは、僕は仮定ですから。僕が言うことではないのです。町長が答弁することなので。

準備宿泊に対しても、これはさっき、別々ではなくて、別々になってしまうとまた別の質問になってしまうのですけれども、水処理の仮設というのは急に出てきているものですから、それがかなりこの準備宿泊にもみんな影響してくると思うのですけれども、工期というものを契約しているのであれば、分かるはずですよ。何でそこを出さないのか。

簡単な話をすれば、この町で給食センターを造りました。2月二十何日が工期でした。それで、4月1日からその準備をしながら運用しますというものが、計画があつて入札に出すと思うのですけれども、そういう計画もなく、答弁を聞いていると、緩くやっているのかなと。答えられないということは、そういうことだと思うのですけれども、その時期とか。例えば役場庁舎の職員関係にしても、ちゃんとはっきり答えてもらえますか。これは実際に町民の方に、帰還したときにどうなるの、帰らなくてはならないの、役場はどうなるのというものを聞かれてきているわけですから、そこはちゃんと答えてもらわないと。

議長、僕も何回目ですか。今回再々質問なので、そこをちゃんと答えてもらえるように交通整理をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

準備宿泊につきましては、年明けというふうな話で、何月までにというふうな具体的な目標をしつかり提示しろというふうなお話でございましたので、1月を目標にということで考えてはおりますが、ただ準備の都合、いろいろな対応の状況、工事の進捗も含めて、遅れることがあるかもしれないので、さきの全員協議会の中で、年明けというふうな言い方をさせていただきました。

あと、支所の人数とか出張所、その改廃を含めての話であります。現在どこの支所をどの程度に縮小したり、また改廃するのかということは、今内部での検討をしているところでございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、次の質問に入りたいと思います。処理水について。

国と東京電力は、2年後に原子力発電所事故で発生した処理水の海洋放出をするとの方針を発表しました。海洋放出に対しては、被害が出たときには補償するなどの対応の話もありましたが、原子力発電所事故の補償などの対応については、納得しかねます。また、我々の地域での放出は、双葉町の復興にとってマイナスにはなってもプラスにはならないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、処理水について。原子力発電所事故で発生した処理水についてのおただしですが、政府の廃炉汚染水処理水対策関係閣僚等会議は、福島第一原子力発電所において、安全かつ着実に廃炉、汚染水、処理水対策を進めていくために、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について、安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水、いわゆるALPS処理水を海洋放出することを令和3年4月13日に決定し、今後2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを東京電力に求め、東京電力でもその対応方針が令和3年4月16日に示されました。

一方で、海洋放出自体の是非や海洋放出による風評被害が生じた場合の対策について、様々な意見が出されております。政府の基本方針及び東京電力の対応方針においては、最大限の風評対策を講じて、なお風評被害が発生した場合には、賠償により対応するとされ、その基本的考え方を示されておりますが、具体的な賠償基準等は、今後、関係者に対し説明するとされるにとどまっています。

議員の考えの東京電力の現在までの原子力損害賠償の対応が不十分であるというご指摘について、東京電力自身が損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策として、3つの誓いを掲げて、最後の1人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者に寄り添い、賠償を貫徹するとうたいつつも、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針、いわゆる中間指針に記載されている事項に最小化されて支払われているとの報道もあります。

ALPS処理水の海洋放出により発生してしまった風評被害への賠償は、あらゆる賠償の範囲を明確にし、被害者に迅速かつ確実に支払えるような対策を講じるべきであり、これに加え、なかなか発展していない原子力発電所事故による原子力損害賠償についても、被害者である町民の皆さんに、丁

寧に個別の事情を伺いながら、迅速かつ柔軟に賠償を進めるべきものと考えております。

また、議員おただしの我々の地域での放出についてですが、双葉町の復興にとって福島第一原子力発電所の確実な廃炉が大前提と考えております。現在福島第一原子力発電所に保管されているALPS処理水が、今後の廃炉作業の大きな支障となる可能性があること、そして立地町として、タンクに保管している水が増え続け、保管場所が逼迫している中で、町は、その取扱いについて根本的な問題解決を先送りせずに、国が責任を持って対応策を早急に決定するべきと政府に要望してまいりましたが、今回政府がALPS処理水の処分方法として海洋放出を選択したことについて、この決定の一方で、地元をはじめ県内全ての産業等への風評被害も考えられるため、正確な情報の発信を行うとともに、地元、ひいては県内にマイナスに働くことのないように、この風評被害対策については、政府は、関係機関、団体などとともにしっかりとこの風評被害の影響を緩和させる対策や必要な施策を講じ、地元の住民をはじめ国民の皆さんにも丁寧に説明をしていただきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 最初に、再質問に入る前に、ちょっと僕の耳が悪かったのか、聞こえたのが、原子力発電所の1、2と聞こえたのです。2号機は……1Fは確かにあるけれども、2Fは、それでもし事故を起こしたのだったら、3、4までですよ。1、2、3、4になるのではないですか。号機の話をしているのか、それとも1F、2Fの話とかで、2Fの件では事故は起きていませんよね。それだったら。

今入っていませんから、再質問に。今発言の取消しをしてもらわないと、2Fも事故があったの。

（何事か言う人あり）

○5番（菅野博紀君） 2F事故ない。

（何事か言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） ちょっと休議します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時26分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、一番僕が今気になったのは、国民とか、そういうのはどうでもいい話なのです。双葉町民がどれだけ苦しむかということなの、この処理水の問題に関しては。

今まで中間貯蔵とか、そういうものの補償に関しても、国が入ってもどうしようもないようなことではないですか。裁判やっても、本当にこれが正しい判決なのかとか、そういう面々から見たときに、ちょっといいでしょうか。

去年の9月14日に双葉町議会として意見書を出しました。これは、議会としては、賛成とも反対と

も言っていません。その前にやることがあるだろうと。住民説明とかいろんな関係機関への説明、納得してもらいたいということを、県内及び国内に対して、処理水や処理についての理解が得られるよう説明責任を取る。あと、処分方法を早期に決定し、速やかに処分すること。風評被害が発生しないよう対策を行うこと。だけれども、これはもう先に処理水を出すことを決定して、風評被害とかそういうものに対しての説明は何もしていないうちに、何も決まらないうちに、処理水は2年後に出しますよということを決定されているということは、我々議会が出した意見書は、地元の意見は無視されたと思います。いいよ、悪いよとは言っていない。地元に対しも、県内の関係もある。県内の説明はもう、国と東京電力はおろそかにし、また同じことをやるのかなと。

東京電力さんにはっきり言わせてもらおうと、態度とかそういうもの、賠償とかに対して、反省しているように見えないし、そういうことをきちっとやるような雰囲気ではないように見えます。逆に言えば、こっちは責任ないのに、払ってやっているのだということです。だから、責任を一切認めていないのです、今回の事故に対しても。ただ、国がという方向性の、賠償とかそういうもの、やっているものに対して、その延長上の処理水放出に対しては、これは明らかにまた同じようなことをやるでしょう。

今日も、最近結構原賠審の裁判ね、裁判のことがよく新聞に載っています。被害者の方とか控訴したり何かする中で、皆さん納得いかないというあれが出ているではないですか。国が避難しろと言ったのです。自分たちで出ていったわけではない。3月12日の朝、早朝に、内閣総理大臣、菅直人名で、双葉町全域避難ということを命令されたわけです。それに伴って、原因者である東京電力さんは、それに対しての賠償、補償を今までおろそかにしたにもかかわらず、自分たちが処理水に関してちゃんと処理できないために、海洋放出というのを国を使ってやってきたときに、またその被害が出ればといったときに、今までのことができもしないのに、これからできるのでしょうか。

ましてや、僕たちもちょっと先走ったなと思うのですけれども、海洋放出というのは場所がどこなのでしょう。これは、双葉町民の方に電話をいただいて、この問題のことで言われたのは、関東で電気は使ったので、では東京湾にも半分放出させてくださいと。現実的ではないです。そういうご意見もありました。

その中で、私たちの地域だけが全部を請け負うというのはどうでしょう。東京電力さんの事故により、一番最初は中間貯蔵。中間貯蔵の中にいろんな財産をお持ちの方は、いろんな苦勞もされました。いじめにも遭いました。その前から言えば、この原子力事故で双葉町民は、いろんな方にいじめられたりたかられたり、いろんなことがありました。そのことも全然責任あるような態度も見せずに、今度は処理水ですかと。プラスにならないではないですか。これによって、帰還を諦める方もいらっしゃいます。これで私はもう双葉に帰りませんという方もいらっしゃいました。いらっしゃいます、電話をいただいて。

それは、双葉の町というのは、双葉の町民のために動くのが当たり前だと思うのですけれども、ち

ちゃんとした交渉なり何なりして、国も法律でちゃんと定めますと。一番最初に言ってきたことから、ころころ、ころころ変わっています。白地地区、次出るので、その時にも言いますけれども、そうではなくて、書面の中でちゃんと契約をして進むべきだと思うのです。

その中で、町長、どうでしょう、2年間のうちに双葉町としては、双葉町民の補償、賠償を、双葉町民の意向をちゃんと、きちっと聞いていただけるのであれば、この放出に対しては協力するしかないと僕も思っています。だけれども、それには条件を出さなくてはまずいのではないですか。双葉町民のある一定の賠償に対しての納得いくようなことをやっていただくということにあります。それがなければ、双葉町としてはどうなのかなと。

今、今日もちょっと違うところで、ほかの市町村では反対の方がいらっしゃいますよね。これを全部読むわけではないので、出ていないので、脱原発福島県民会議とか、プルサーマル反対双葉地方住民会議とか、政党のやつもあるので、福島県平和フォーラムとか、そういういろんなところで、県内全体から言うと、これは多分反対の方のほうが多いのかなと思いますけれども、その中で福島県内でも矢面に立つ双葉町民がいるわけですから、本当に2年間あるのであれば、その間に双葉町民の最低60%、半分以上を超えるような方々のご理解を得られるような、東京電力に、国と東京電力に、そういう条件を出したらいかがかななどと思うのですけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

処理水の件で、いろいろ菅野議員の考え方、今お話をお聞きしました。町としましては、ALPS処理水については、この議論につきましては、今後2年間前後で、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管をしているALPS処理水が置く場所がなくなるということから議論が始まったというのは、これは皆さんご存じのことだと思います。置く場所がなくなったからどうするのか、そういったことから議論が始まって、かんかんがくがくのいろいろな議論があったと思います。

そんな中で、議会の意見書としては、処理水の対応判断を早急に下さいというふうな意見書を出しておるのは事実であります。町としましては、置く場所がなくなっているというふうな、ないからどうするかという議論になっている、そのことに関して、東京電力だけではなくて、国として、このエネルギー政策を進めてきた国の責任において早期の判断をするようにということは、町としては強く申し入れております。その結果、今回海洋放出と。そのことに関して我々は、是非を話したことは一度もありません。

そういったような対応に関して、問題は、いろいろな公聴会や住民説明会等で、各住民の皆さん、関係者の皆さんから問題点が指摘されております。その問題点というのは、海洋放出することによって、風評被害、いわゆる何とか震災から10年間たって、いろいろな魚、試験操業で捕ってきたもの、放射線の影響も少しずつ和らいできて、福島の魚もある程度認知されるような状況になってきたと。そういった中で、またこの海洋放出してしまうと、風評被害で、また福島の海産物が売れなくなって

しまうというような話が結構多いような感じをしております。

ただ、何回も申し上げている、私も会議の中でも申し上げておりますけれども、長期保管をできないからどうするかという議論であったものが、福島県内のかかなりの数の自治体が、長期保管、海洋放出ならぬと。これは問題解決になっていないわけですよ。長期保管するならば、福島第一に置く場所がないというふうに決まっているわけですから。では、どこで置くのですか。海洋放出をしないためには、ではトリチウム処理水、いわゆるALPS処理水をうちの市で、うちの町で、うちの村で置くから、長期保管をまず、トリチウム処理の対応がしっかりできる状況になったら、やったらどうかというふうな議論が当然されるべきだと私は期待しておりましたが、残念ながら海洋放出は駄目、長期保管しなさいと。根本的な原因解決の話をされる福島県内の自治体は、一つもないように思っています。

そういった部分で、問題のこの国の判断ですけれども、そのことに対して国がしっかりといろいろな問題提起されているわけですから、その問題提起されたものに対して、対応、解決するための努力するのは当然だろうと。私たちの立場としては、そういうふうな話をさせていただいております。

当然今までの東京電力の賠償に対して、納得しているということは一切ありませんし、原賠審の趣旨の中でも、最低限の賠償だというふうな文言が出ているはずですよ。そういった中で、最低限が当たり前のことであるかのような賠償の仕方というのは、これは納得できていないと。これは議員の皆さんもそうでしょうし、町民の皆さんも、我々もそういうふうな感じでやっております。

そういった部分で、しっかりその問題を解決するためにどういう努力をするか。これは、国としてしっかりと、私が言わせていただいているのは、覚悟と判断、覚悟と責任を持ってやってくれと。我々大熊、双葉は、この福島の放射線被害を少しでも軽減するために、少しでも福島の復興に役立つために、この浜通り、双葉地方の復興に役立つために、中間貯蔵というとんでもない施設を覚悟と責任を持って判断をしたわけですから、他の自治体にこの処理水の判断に関して、しっかりした覚悟を、もっと責任を持って判断していただきたいというふうに訴えております。

そういったことに関して、あらゆる会議の中で私は発言をさせていただいた中で、そのことに対して具体的に、ではこうしましょうというふうな明確な意見、提言があったことは一回もありません。そういうふうな状況ですので、この問題に関しては、真剣に、今後2年間という限られた期間の中で、賠償も含めて、国がどれだけ被害を減少化させるか、被害を限りなくゼロに近づけるような努力をするかということにかかっておりますので、そういったことに関しては、町としてはしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今後こういうことで進むのであれば、実際に言う矢面に立つのは町長と大熊。僕は双葉町議員なので、当町は絶対巻き込まれると思います。それが多分町民にも波及すると思います。ここは本当に覚悟を持ってやらなくてはいけない、判断しなくてはいけない問題だと思いま

す。

議長、私は補償と入れていますので、ちょっと外れたら止めてください。今までの補償、賠償の、さっきお話ししましたけれども、補償、賠償もしっかりしないうちに、事故後も東京電力として、隠ぺい、改ざんみたいなものがいっぱいあります。地震計にしても何でもそうです。そのことも平気でやっているということが、体制的に僕はまずいと思います。であれば、ちゃんと東京電力、国と3者で、3者ではないですね。東京電力と国と一緒に説明に来て、議会も入りながら、執行部とちゃんとした協定の内容とか、そういうものを取った方向の進め方をしていただきたいと希望します。要望します。

それで、一般質問の時間がなくなってしまうので、次の3番に移ります。白地地区除染について。現在双葉町は、復興に向けた取組を進めていますが、双葉町内に除染していない地域があることは復興と言えるのか。また、国が示す除染しない地域の双葉町民の意見などを聞いているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、白地地区除染について。特定復興再生拠点区域として認定されていない帰還困難区域の除染に関するおただしですが、現在昨年3月に避難指示解除を実現した区域及び現在特定復興再生拠点区域として認定されている区域において、来年春頃に居住を開始する目標を掲げているところであり、それに向け、各種復興事業を進めているところです。

これは、あくまで先行的なものであり、双葉町全域において帰還が可能となるまで町の復興が果たされたとは全くもって言えません。このことについては、双葉町復興まちづくり計画第2次において明確に掲げており、また政府与党に対しても、原子力政策を推進してきた国の社会的責任も踏まえ、住民の帰還が可能となる環境を回復することは国の責務であることを改めて認識し、帰還困難区域全域の避難指示解除と居住再開に向け、国としての目標や見通しを早急に明らかにし、除染等帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組んでいただきたいという旨、本年4月にも要望しております。

また、住民意向調査や町政懇談会等において、町民の皆さんから、ふるさとの復興について強く切実なお声をいただいております。今後とも町民の皆さんからのご意見を重く受け止め、双葉町全域の復興実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。白地地区に関しては、午前中の同僚議員の質問の中にもありました。双葉から出ていきたい。双葉の土地は要らない。買ってほしい。いろんな問題が出てきています。この除染も何もしない地域に対しては何もないですよ。入れない、何しないと。これも国としての、国民、それこそ双葉町はだまされていますよね。双葉町全域をちゃんと除染しますという約束で除染作業というのは始まったと思います。それによって、試験除染など、いろいろなことを双葉町としても協力しているわけですよ。であれば、これは国がやらないというのであ

れば、東京電力にやっていただくべきではないでしょうか。

ちゃんと解除できるようなその責任というのは、会社としての責任を一切取っていないので、そこは東京電力として除染をしていただいて、国の基準値以下にさせていただいて返してもらおうと。どういうふうにしても返してもらおう。住んでもよし、売ってもよし、あげてもよしという形にまで最低戻すのが、東京電力としての役目ではないでしょうか。

地元と共存共栄していきましよう、今までさんざん裏切った中で、また言い始めました。それは何もやっていないですよ、実際。自分の責任を果たすようなことを東京電力としては、私はやっていないと思いますので、町長、これは国と交渉するときに、国がやってくれないのであれば、東京電力にやらせるのが僕は普通だと思います。車の事故を起こしました。自分の保険使って自分で直すのは当たり前です。

東京電力は、実際補償もみんな、実際返しますよと言っても、国民の金を使ってやっているわけです。国民の金を使って、自分たちのけつを国に拭いてもらっているわけです。そういう会社が、この白地地区をつくったというのは、誰が原因者ですかといたら、東京電力なのです。であれば、国がやれないのであれば、東京電力の予算として、ぜひとも黒字会社なのでやっていただきたいなど。

それだけの責任を取らなければ、日本は中小企業が一生懸命頑張っているのです。大手がやったときに、中小企業が本当にそういうふうになれば潰れるし、一族自体もそういうところに住めなくなるし、そういうのはありますけれども、のうのうと、責任も取らないような方向性のものをやらせるのではなくて、ちゃんとした白地地区というもので、国がやりませんよというのだったら、東京電力がちゃんとやるのも当たり前だし、その間使えなかったら、賠償するのも当たり前なのです。その当たり前が東京電力として何もできていないので、そこは町長、強く国との交渉の中でも言っていただきたいです。国がやらないのであれば、ぜひとも東京電力で。

本当にその後自分のものに対してどういうふうにしようが、皆さんの勝手ということはないですけども、売買しようが何しようが、それは自分の判断です。そこまでは、町として、そういう交渉にきちっと入っていくとともに、東電とまちづくりとかというのだったら、そういう基礎的なことをやって、ちゃんとかめんなさいと。東京電力の社長は、町長、議長とかのところには来ますよね、ごめんなさいとか、そういうのは聞きますけれども、すみませんでしたといろいろ言いますけれども、町民のところに10年たっても行っていないですから、誰一人とも。社長が代わっても。

J R 西日本の大きな事故の時に、その当時の社長は、一軒、一軒謝りに行ったと。被害者が多ければ、最初のごめんなさいが言えないような会社では、やっぱりここまで我慢したら、ちゃんとした対応をとるべきだと思うのですけれども、そのお考えをちょっと。

もう一個だけ聞きたいので、短めに答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

白地地区の件に関しては、これは国の方針の中で、たとえ時間がかかろうとも、帰還困難区域全てを避難指示解除するというふうにうたっております。そういったことで、その取組を具体的にしっかりと方向性を示していただきたいということで、今回帰還困難区域を抱える5つの自治体で国のほうに申入れをしました。これは2月にしております。6月中に回答をいただきたいということでしたが、残念ながら今現時点で回答をいただいている状況ではないと。

ただ、我々としては、これは諦めているわけではなくて、原状復帰というのが当たり前のことでしょうと。先ほど議員おっしゃいましたように、双葉町の町民の皆さんに何か問題があったのか、瑕疵があったのか、そういったことは一切ないわけですから、当然そこに住んでいた人たちが、ちゃんと原状復帰をして、戻るような環境をつくるというのは、これは国であり、東電の責任だと。

そういった部分で国がしっかりやらないのだったら、東電にやらせるべきだという除染の話でしたけれども、東電ができないので、国が代わりに、環境省を含む、そういったものを今やっているという状況だということ。さらには、この経費に関しては、東京電力に求償すると、そういうふうな仕組みでやっているというふうに理解しております。

そういったことをしっかりと今後我々の住民の皆さんに、この復興創生期間が終わって、第2期復興創生期間、この5年間で方向性というのはある程度見えてくるだろうというふうに感じておりますので、この白地地区の問題というのは、この5年間以内にしっかりと方向性は示すべきだし、取組をしっかりといただかなくてはならないというふうに私は思っています。

その中で、まず一番、町としての取組としては、双葉町の残りの白地地区に関しましては、全域の避難指示、特定復興再生拠点区域の認定、いわゆる5年後の避難指示解除を目標にやっていただきたいという申入れをしております。それはなぜかといいますと、やはり10年間の自分の家、庭、農家の人であれば田んぼであったり畑、そういったものが荒廃した状況のまま、ずっと避難を強いられている状況です。そういった中が、片や特定復興再生拠点区域の中でいろいろな再生のための取組が行われて、全然復興が進んだように見えないというか、実感を持たないような状況であってはおかしいと。10年たって町の分断を進めることになりはしないかというふうな心配をしております。そういったことで、町としては、全域の取組をしてほしいというふうなことを国には事あるごとに強く申し入れていますし、そういったことをしっかりとやっていくというふうな考えでおりますので、今後ともこの取組が成果を得るように、議会ともいろいろな連携をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この東京電力の話になってきましたけれども、ちゃんと明らかな態度、普通の一般企業であれば、会社は潰れています。逆ですよ。その被害者に対して国が救済するというのが普通です。東京電力のこの事故によっては、まれに見る日本のケースだと思います。後で取れますよと国が言っているけれども、それが本当かどうかは分からないのと、隠ぺいが多い東京電力さんが

信用できないのかなというのがあるものですから、この件に関しては、町長、しっかりと、しっかりと早めに、方向性だけではなくて、やっぱり賠償をもらえないでは何もできない。

僕が言われているのは、次の世代に残したくないと。残されて、税金がかかってきたらどうするの、何するのだと。自分たちの時代に何とかしたいという声はかなり多いです。だから、結局調子ではなくて……何と言ったらいいのですか。隠ぺいする会社というのは、うそが多いですよ、実際。こうやりますよと言っても、実際にはやっていないので、そういうところをしっかりと。

本当にそんなに東京電力でできないというのであれば、ここに来ること自体もおかしいと思うのです。こういう人員がいるのであれば、実際除染、議会の傍聴の中にも東京電力さんは毎回来ていますけれども、そういう人員だけでも、少しずつでもやるということを進めなくてはならないと思います。それであれば皆さん納得すると思うのですけれども、こういう問題ではなく、方法があったり何かしたり、全然違う仕事をしているという部分の人がいるのであれば、その人たちで除染を少しでもやればいいではないですかと僕は思います。

次の質問に入ります。時間も時間なので、再質問はしません。ただ、再質問するときは、この新サポート交付金についてなのですけれども、これの交付時期、絶対にできるという時期、何月の中旬頃、例えば何年何月の中旬頃、下旬頃は、間違いなくできる時期をお示しください。

答弁書はあると思うのですけれども、これは本当に6月に出る、8月に出るとか、いろんな話が出ていて、町民の皆さんの今の生活の大変さから言うと、それを当てにしていच्छるるので、確実な時期です。それが万が一、出していただければ、それより早ければ皆さん納得すると思うのです。だから、確実な時期の提示だけお願いします。それがちゃんと言っているのであれば、再質問はしません。しませんが、そこだけをちょっと言ってもらっていいですか。いろいろ言ってしまうと、今日見ている方もいच्छると思うのですけれども、こんがらがらないように、お年寄りの方も見ていると思うので、確実な時期をご答弁お願いいたします。答弁書はあるのに、それはここで注文つけるのは申し訳ないですけれども、時期だけお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、新生活サポート交付金について。新サポート交付金の交付時期についてのおただしですが、新双葉町生活サポート交付金につきましては、今後町に帰還される方、そして避難先での生活を余儀なくされている方の生活再建の一部に活用していただくため、従来の双葉町生活サポート補助金の残る補助対象期間の5年分の支給額上限である50万円を支給する制度を創設し、その支給に向けて準備を進めています。このほど関係機関との調整が整いましたので、6月4日に各世帯への郵送と町公式ホームページ上にて、町民の皆さんに、その制度内容と支給の対象となられる方、そして今後の申請書の送付時期と送付書類についてお示しさせていただきました。

議員おただしの交付時期につきましては、12月の支給開始を予定しております。一方で、町民の皆さんからも支給時期などのお問い合わせをいただいております、その早期支給の声も多く、期待も大きい

ことから、できるだけ早く町民の皆さんに支給できるように努めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。6月4日から内容説明と、要は申込みの用紙の記入をして、12月にスタート予定ということで答弁いただきました。取りあえず12月スタートということで、それでもうちちょっと早くできるのであれば、早くすると。12月が目安だということをご答弁いただいたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） こんにちは。議席番号1番、通告順位3番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。よろしくお願いします。

1、住民目線の計画づくりについて。帰還や移住を希望する方々の中には、自分が、いつ、どのタイミングであれば居住の決断ができるのか、より個々人の背景に即した復興進捗を気にかけられている方もいらっしゃると思います。

そこで、インフラ、衣食住、福祉、医療といったテーマ別のまちづくり計画だけではなく、居住人物像、いわゆるペルソナという言い方もしますが、を設定した人物パターン別の計画をつくること、より住民目線のまちづくりにつながるとは思うのですが、町のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、住民目線の計画づくりについて。住民目線のまちづくりについてのおたかしですが、ご指摘のとおり、居住を希望されている方であっても、インフラ等の生活環境を整えて避難指示を解除すれば、すぐに居住いただけるというのではなく、その個々人のご事情によって、居住を決断できるかどうか、またそのタイミングは大きく異なってくるものと考えています。

今後も避難指示解除やまちづくり等に当たっては、説明会や座談会等を通じ、参加される多様な方の声を丁寧にお聞きし、双葉町内への居住を希望されるお一人、お一人が確実に居住を決断いただけるよう、施策に反映してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 少し再質問させていただきます。

現在2022年春のタイミングで住民居住を進めていくというような目標を設定されると思いますが、そのタイミングで、どんな人であれば暮らせるかみたいなのがイメージできているかというのをお聞きします。また、逆に、まだそのタイミングでは、こういう層のこういう人物像の方は居住が難しいのではないかとこのころが、どんな人物像にされているかというのをお聞きできますでしょうか

か。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民の皆さん全員に戻ってきていただきたい、帰ってきていただきたいというのは本来の考え方ですけれども、状況によって、戻りたいけれども、戻れない人、今の状況では戻れない、判断がつかない、いろいろな方がおられます。そういった中で、まずは戻りたいと思われる方が戻って来られるような環境整備をするということが、我々としては考えていかななくてはならないこと。

さらには、住民意向調査の結果では、余り芳しい数値ではないというのは議員もご存じだと思いますけれども、たしか去年の意向調査では10.8ポイントと。ただ、一昨年よりは、微増ですけれども、0.3ポイント上昇していると。戻りたいという方が、わずかではありますけれども、増えていると。ただ、分母で計算すると数十人の人が増えているというふうには推測できるわけですから、そういう部分では、町に戻りたいという方が増えつつあると、そういうふう期待しております。

一方では、町民の皆さん、本来の町民の皆さんだけが戻ってきて町を維持存続できるかという、これも厳しい状況になるだろうというのは、これは議員の皆さんはひとしく理解されていると思います。そういった中で、今町の取組としては、中野地区の復興産業拠点、こちらに、先ほど行政報告でも申し上げましたけれども、19件、24社の企業の立地が、立地協定を締結しております。そういった部分で、かなりの企業が双葉町に進出をしてきて、企業の実際の現場で働く方だけではなくて、地元採用で募集をされるというふうに向っておりますので、そういった人たちにも双葉の住民になってもらうための取組、そういうふうなことをイメージしております。

今現在ではまだその程度のものでありますが、もうちょっと各分野、多岐にわたって、移住を促進というか、帰還を促進できるような取組というのは、今後しっかりと取組んでいかななくてはならないと。残念ながら経験のないことなので、戻ってから、その時、その時柔軟に対応しなくてはならないということも多々、多くあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。すみません、ちょっと難しい質問になってしまいまして恐縮です。

ちょっと質問の意図としては、今他町も隣接町も含めて、ニーズベースでの人口増加が頭打ちというのが感じているところもありまして、強いリーダーシップというか、もうこういう人に住んできてもらいたいの、こういう環境を準備していますと、なので来てくださいというようなメッセージがすごく大事なのかなというふうに思っていて、そういった意味でも、人を軸にした計画づくりというのを目指していただけたらうれしなところでの質問意図でした。ありがとうございます。

2 番目の質問にいきたいと思います。ふるさととの関わり継続についてご質問します。復興庁の意向調査によりますと、戻らないと決めている町民の6割ほどの方々が、町と何らかの関わりを持ち続

けたいと回答されており、これまで積み上げてきた町の文化、生活を後世に残して継承していくための貴重な関係人口になると考えられます。町として、このような方々との関係性を維持し続けていきたいと考えていらっしゃるか。また、維持し続けたいと考えている場合、どのように関係性を維持しようと考えているか町の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、ふるさととのかかわり継続について。ふるさととのかかわり継続についてのおただしですが、ご指摘のとおり、復興庁、福島県と協同で実施した直近の住民意向調査によれば、双葉町への帰還意向に関し、まだ判断つかない、戻らないと決めているとのご回答の方のうち64%の方が、町と何らかの関わりを持ち続けたいと回答されています。双葉町復興まちづくり計画第2次に基づき、帰還を希望されていない方についても、引き続き町民の生活再建支援及び双葉町との関係性の維持についてしっかり取り組んでまいります。

具体的には、町政懇談会の継続的な実施等のほか、被災者支援総合交付金を活用した双葉町心の復興事業により、避難者同士が自主的に取り組む交流活動や文化継承活動等のコミュニティー形成や町内でのにぎわい形成等に資する活動を支援していく考えであり、今後も引き続き双葉町とのつながり確保について積極的に取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。関係維持を続けていくということで理解いたしました。また、サービスメニューも今考えていらっしゃるということで、その中の一つで心の復興事業というのも話が出ていて、他町でこの取組をしているというのでも理解しています。

一方で、やはり補助金、これは行政の仕組み上、致し方ない部分もあるのかなと思うのですが、補助金の設置イコール住民活用というところにつながっていくかどうかというところは、また一つハードルがあるのかなと思っていて、この辺り少しでも積極的な介入というか、補助金活用のための、住民の皆さんがしっかり活用してもらえるような、そんな体制づくりも必要かなと思うのですが、その辺りどのように考えているか伺えるでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘いただいたいろいろな取組については、今議員ご指摘のとおり考え方、町としてはいろいろな関係機関、関係団体、そういったものをしっかりとサポートできるように応援していきたいというふうに考えております。また、将来的に、これは今すぐということではございませんが、将来的にこういった補助金、交付金を含めて、なかなか継続的な支援というのは、今の財政状況を考えると、厳しい状況になってくだろうということが予測されますので、町独自に、そういったメニューも今後検討を開始していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。その中でいろんなやり方、これから本当にいろんなやり方がたくさんある中で、多分本当にこのソフト面の事業というのは、数があるだけ、丁寧にできるだけ関係性維持というふうになるのかなと思っていまして、一つはちょっと要望みたいな形になってしまうのですが、居住人口は今2,000人を目標にされているのが一個あると思うのですが、それとプラス、関係人口という目標をぜひ持っていただけたらなと思っています。そうすることで、関係人口を増加させるためにサービスメニューを組んでいくというようなことも、計画上、施策上うまく並べられるのかなと思うので、ぜひ検討していただきたいというのが1点。

もう一つが、ふるさと納税の活用も一つ考えられるのではないかなと思っています。これは県外の事例なのですが、ふるさと納税を活用して、プロジェクトオーナー制度、株主制度みたいなことをやっている自治体さんもいらっしゃいました。例えば住民票を移したとしても、自分が株主として町の事業に参画できるようなふるさと納税の仕組みというの、一つ関係人口をつくる施策になるのかなと思っておりまして、ぜひその辺りも検討いただけたらなと思います。

ぜひその辺りもご意見いただけたらなと。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

関係人口、これに関しては、前にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、双葉町の今までの状況とは大分、恐らく我々帰還が始まってから、さま変わりするだろうということは私自身想定しております。そういった部分で、双葉の何に今度スポットを当てて皆さんに関係してもらおうかと。そういった部分では、中野地区の復興祈念公園であったり、原子力災害伝承館であったり、町の産業交流センター、さらには双葉町に進出してきていただくいろいろな企業、それぞれ特色ある企業が来ていただいている、来る予定だというふうに思っています。そういった皆さんのものを、皆さんに来て見ていただくというのも一つの取組として、関係人口プラス交流人口というふうにも考えられますけれども、そういうこともどんどん発信をしていければ、大分変わってくるのかなと。

あとは、ふるさと納税、これに関しては、町でもそんなに多く入っているというふうには言えないかもしれませんが、双葉町の復興に関して非常に、額の大小ではありませんけれども、全国から双葉町の復興を応援しているというふうな、温かい、そういうふうな納税の行為をしていただいている方が結構おられます。そういった方に町の今の取組を今後発信をするということと、あとはそういった納税をしていただいた方に、何もお返しできていないというのが現状なのです。今双葉町で特産品があるかという、特産品があるわけでもありませんし、何かの農産物があるかという、そういうものもありませんし、返礼品として何か町でオリジナルなもの、そういうものが今後開発できたりして、皆さんに喜んでいただけるような、双葉の復興が少しずつ進んできますよというふうな発信ができるようなものというの、今後必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

そういった部分で、いろいろな若い住民の皆さんが、そういうふうな発想、アイデア、持っている

方が大勢おられるので、そういう人たちの話をよく伺いながら、何か可能性を求めているいろいろ対応していきたい、そういうふうを考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 13 分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和３年第２回双葉町議会定例会議事日程（第２号）

令和３年６月１６日（水曜日）午前９時開議

開 議

- 日程第１ 議案第４２号 専決処分の承認について
専決第 ３号 令和２年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第４号）
- 日程第２ 議案第４３号 専決処分の承認について
専決第 ４号 双葉町税条例等の一部改正について
- 日程第３ 議案第４４号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第４ 議案第４５号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第５ 議案第４６号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第６ 議案第４７号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第７ 議案第４８号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第８ 議案第４９号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更について
- 日程第９ 議案第５０号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について
- 日程第１０ 議案第５１号 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第１１ 議案第５２号 土地の取得について
- 日程第１２ 議案第５３号 令和３年度双葉町一般会計補正予算（第１号）
- 日程第１３ 議案第５４号 令和３年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 日程第１４ 議案第５５号 令和３年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
- 日程第１５ 議案第５６号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者
とすることについて
- 日程第１６ 議案第５７号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第１７ 議案第５８号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第１８ 議案第５９号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第１９ 議案第６０号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第２０ 議案第６１号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第２１ 議案第６２号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第２２ 議案第６３号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第２３ 議案第６４号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第２４ 発議第 ３号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学

支援を求める意見書案

日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第27 議員派遣変更の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	4 番	石 田 翼 君
5 番	菅 野 博 紀 君	6 番	岩 本 久 人 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	伊 藤 哲 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	館 下 明 夫 君
秘 書 広 報 課 長	橋 本 靖 治 君
参 事 兼 総 務 課 長 兼 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長	平 岩 邦 弘 君
復 興 推 進 課 長 兼 産 業 交 流 セ ン タ ー 所 長	横 山 敦 君
戸 籍 税 務 課 長	中 里 俊 勝 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 楽 定 徳 君
参 事 兼 建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住 民 生 活 課 長	中 野 弘 紀 君
健 康 福 祉 課 長 兼 青 年 婦 人 会 館 長	高 橋 秀 行 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教 育 総 務 課 長	木 幡 勝 君
代 表 監 査 委 員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 浦 富 男
書 記	加 村 め ぐ み

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第42号から日程第23、議案第64号までは全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第42号 専決処分の承認について、専決第3号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第43号 専決処分の承認について、専決第4号 双葉町税条例等の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第44号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第45号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第46号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第47号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第48号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第49号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第50号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第10、議案第51号 寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これは、契約に対してどうのこうのではなく、災害復旧事業ではないですか。今双葉町では、この災害復旧は遅れていることと、自己資金の問題というか財政調整基金の問題で、普通であれば国から災害復旧で九十数%出るものが、満額出ていないと思いますが、間違っていますか、最初にそれを一回聞きたいです。普通であると九十数%は出るのですけれども、今現状だと、双葉町だと七十数……ぐらいだと思うのですけれども、そこら辺ちょっとよろしいでしょうか。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の質問に建設課長に説明をさせます。

○議長(伊藤哲雄君) 猪狩建設課長。

○建設課長(猪狩 浩君) 災害復旧事業に関しましては、3分の2が国庫補助で、残りについてはほぼほぼ交付税算定されるということで、町の負担については1%程度と聞いております。

○議長(伊藤哲雄君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 私がちょっと話を聞いている中では、普通であれば、その99%、国、県とかの持分になるのですが、うちの町に関しては、災害復旧が遅いので、それだけのパーセンテージが出ていないように思えたので、今質問したのですけれども、万が一そういうもので、交付金とかそうい

うので、充てられるものがあるのであれば、ほかの地域と同じだけの、同等の扱いにしてもらうように、町長に要は要望、陳情してもらって、出すとすれば、うちの一般財源から出すしかないので、それを将来的にためておいてほしいなということをちょっと質問したかったのですけれども、パーセンテージの件は、では今後も国が出す、今まで、ほかの地域と同じ、同等のことでいいということで間違いなくていいのですか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいま菅野議員からお話がありました件ですが、間違いのないということでいいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第52号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第53号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第11款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第13、議案第54号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第55号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは、全協等の説明で、不調が2回ということで間違いはないですよ。今コロナとか、材料の入ってこないとかいろいろ、人手不足とかありますけれども、不調が2回というところとあまりいいことではないので、ちゃんとした下調べというか、最初の当初予算の取り方というのをやっぱりやらないと、来年度に向けての帰町とか何なりにかかなり関わってくる事業になると思うのです。これによって、逆に言うと余計なお金も出てくるようになるので、今後は、ちょっとした予算の枠組みというのは必要なのかなと思うのですけれども、そこら辺を考えた入札というのも今後考えなくてはならないのかなと思うのですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

今回の水処理センターの建設工事委託に関しまして、確かに不調ということで、当初の予定より随分遅れてしまっているというのは事実でございます。そういったことも含めて、工事の発注の仕方とか、そういったものが、なかなか今回対応ができていなかったということを反省して、今後発注する以上、いろいろな対応がしっかりできるように、対応を今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長の今の答弁で間違いはないと思うのですけれども、実際に言って担当課に関しても、この世の中の流れというのはかなり、今建設とかそういうものに関しては、大きく金額が変わると思うのです。それに合わせた予算を組むという方向性のものも必要なのかなと。

積算とかいろいろした中で、実際には入札なので、値段は下がってくると思うので、それを見越した予算取りというのはかなり難しいと思うのですけれども、来年までに向けては、そういうようなこともしくはならないのではないのかなという、勉強する案件だと思うのですけれども、そういうものも含めて、ちょっとした予算の枠組みの何とかという……幅というのですか。幅の大きさを、例えば担当課に、このくらいとかという……町長自体も建設課に、そういう……相談に乗って、入札不調がないようにしていけるようにお頼みしたいと思うのですけれども、町長、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今回の工事の入札の不調というのは、私が聞いた範囲でのお答えになりますが、一括発注ということで、どうしても得意分野が違ってしまっているということで、なかなか思う

ような結果が出なかったというふうに聞いております。その後、分離発注も含めて対応したと。そういったことが、受注業者が得手不得手というのがありますので、そういう部分で対応をしっかり今後とも、今ご指摘があった部分を注意してやっていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありますか。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第15、議案第56号 双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とするについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第56号は同意することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第57号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第57号は同意することに決定しました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第17、議案第58号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第58号は同意することに決定しました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、議案第59号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第59号は同意することに決定しました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第60号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第60号は同意することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第20、議案第61号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第61号は同意することに決定しました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第21、議案第62号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第62号は同意することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第22、議案第63号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第63号は同意することに決定しました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第23、議案第64号 双葉町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第64号は同意することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第24、発議第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) ご苦労さまでございます。発議第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学などが困難な子供を対象に、幼稚園児童などの就園支援、小中学生に対する学用品などの援助や通学支援を行う被災児童生徒就学支援等事業は、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能をしています。

福島県では、今でも6,500人の子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちが多く、引き続き被災児童生徒就学支援等事業による就学支援が必要です。

そのため、令和4年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第25、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣変更の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第27、議員派遣変更の件を議題とします。

お諮りします。お手元にお配りしたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和3年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時46分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長

伊 藤 哲 雄

署名議員

高 萩 文 孝

署名議員

山 根 辰 洋